

令和7年度 江別市市民参加実施状況

江 別 市

(令和8年9月)

はじめに

江別市では、市民が主役のまちづくりを実現するため、市政への「市民参加」を推進しています。

本書では、江別市市民参加条例第12条に基づき、市民参加の手続が適正に運用されているかどうかについて、令和7年度の市民参加の実施状況を公表します。

市民参加の対象について

【江別市市民参加条例】

(市民参加の対象)

第4条 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、市民参加を求めるものとする。

- (1)市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3)広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1)条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの
- (2)緊急に行わなければならないもの
- (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- (4)市長等の内部の事務処理に関するもの
- (5)市長等の裁量の余地がないと認められるもの

【表1】

市民参加条例第4条第1項(1)～(4)に該当し、市民参加を行った案件

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	14
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	11
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	2
合計		27

【表１】市民参加条例第４条第１項（１）～（４）に該当し、市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会	
					委員総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴者数 (人)	意見者数 (人)	意見件数 (件)	参加者数 (人)	傍聴者数 (人)
1	江別市地域防災計画の修正	附属機関等	江別市防災会議	1	34	2	0				
2	札幌圏都市計画用途地域・準防火地域の変更	附属機関等	江別市都市計画審議会	2(3)	20	2	0(1)				
		市民説明会	江別市新庁舎建設に伴う都市計画変更に関する説明会	1						19	
			旧江別小学校跡地の活用方針及び都市計画変更に関する説明会	1						54	
3	犯罪被害者等の支援を目的とする条例の制定	附属機関等	江別市犯罪被害者等支援条例(仮称)検討会	4	10	2	1				
		パブリックコメント	江別市犯罪被害者等支援条例(素案)についての意見公募	1				1	4		
4	江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し	附属機関等	江別市廃棄物減量等推進審議会	7	13	4	12				
		パブリックコメント	江別市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)についての意見公募	1				1	7		
5	江別市かわまちづくり事業	附属機関等	江別市かわまちづくり協議会	2	6	2	0				
6	江別市鳥獣被害防止計画の一部変更	ワークショップ	江別市鳥獣対策に関する意見交換会	1(2)							
7	江別市国民健康保険税条例の改正	附属機関等	江別市国民健康保険運営協議会	3	11	3	2				
8	江別市高齢者総合計画の策定・評価	アンケート調査	江別市高齢者総合計画の策定に関する実態調査	1							
		附属機関等	江別市介護保険事業等運営委員会	1	14	2	1				
9	江別市新型インフルエンザ等対策行動計画	附属機関等	江別市民健康づくり推進協議会	1	17	1	0				
		パブリックコメント	江別市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)に対する意見公募	1				0	0		

※当該案件以外の案件についても審議した場合は、括弧内には年度内に実施した回数、括弧外は実施した回数のうち案件を取り扱った回数を記載しています。
※2か年以上の取組は、年度内に実施したもののみを記載しています。

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由 など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映 の 程度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収 率 (%)				
					A	江別市地域防災計画の原案について審議し、修正等を行った。		総務部危機対策・防災担当
					A	都市計画変更案について、審議した。		企画政策部都市計画課
					B	都市計画変更案について、地域住民や関係地権者へ説明を行い、地域住民や関係地権者からの意見をもとに都市計画変更案の検討を行った。		
					B	都市計画変更案について、地域住民や関係地権者へ説明を行い、地域住民や関係地権者からの意見をもとに都市計画変更案の検討を行った。		
					A	検討会が審議した結果を報告書としてまとめ、市長へ手交し、これに基づいて条例を制定した。		
					A	意見を受け、案に反映させたものがあつた。		生活環境部市民生活課
					A	江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて審議し、パブリックコメントを経て策定した中間見直し案を市長に答申した。		生活環境部環境室 廃棄物対策課
					A	一部の意見について江別市廃棄物減量等推進審議会での中間見直し案に反映した。また、他の一部の意見については案に反映はしないが、今後の参考とすることとした。		
					A	事業の進捗状況について報告し、今後の推進体制について協議を行い、意見等を反映させた。		経済部商工労働課
31	0				A	エゾシカの捕獲計画数を70頭から90頭に引き上げた。		経済部農業振興課
					A	市から協議会へ国民健康保険税改定の諮問を行い、協議会からの答申を受け、条例改正を行った。		健康福祉部国保年金課
		2,600	1,696	65.2	C	第11期高齢者保健福祉計画および第10期介護保険事業計画の策定のための参考資料として、介護保険事業等運営委員会に提示した。		健康福祉部介護保険課
					C	令和6年度実績について評価してもらい、その結果を次期高齢者総合計画策定に係る土台として活用する。		
					A	協議会で委員から出された様々なご意見を踏まえ、事務局案を修正または追加するなど、計画に反映した。		健康福祉部健康推進室 保健センター
					—	意見提出なし。		

【表１】市民参加条例第４条第１項（１）～（４）に該当し、市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
10	江別市子ども計画の策定及び(仮称)子どもの権利条例の制定	附属機関等	江別市子ども・子育て会議	5	14	3	5				
		パブリックコメント	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(案)に関する意見公募	1				2	2		
		附属機関等	江別市子ども・子育て会議子ども権利条例検討部会	4	8	3	20				
		関係者集めた意見交換会	「子どもの権利条例」制定のための意見交換会	7						29	0
		中学生～大学生を集めたワークショップ	「子ども計画」策定、「子どもの権利条例」制定のためのワークショップ『理想のまち・えべつ』を語ろう！	3							
		アンケート調査	子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査	1							
		アンケート調査	子どもの権利に関するアンケート調査	1							
11	江別市学校給食の在り方検討	市民説明会	江別市学校給食の在り方【基本構想】(案)に関する住民説明会	2						30	
		パブリックコメント	江別市学校給食の在り方【基本構想】(案)に係る意見公募	1				23	63		
12	江別市学校給食用食器検討	附属機関等	江別市学校給食用食器検討委員会	2	8	2	3				
13	江別市中学校部活動地域展開の基本方針の策定	パブリックコメント	江別市中学校部活動の地域展開に係る基本方針(案)の意見公募	1				1	1		
14	あけぼの団地再整備計画策定について	附属機関等	あけぼの団地再整備計画策定委員会	4	8	2	4				
		パブリックコメント	あけぼの団地再整備計画策定に対する意見公募	1				0	0		
15	江別市立病院経営強化プランの改定	パブリックコメント	江別市立病院経営強化プラン【改定版】(案)に対する意見公募	1				4	25		

※当該案件以外の案件についても審議した場合は、括弧内には年度内に実施した回数、括弧外は実施した回数のうち案件を取り扱った回数を記載しています。
 ※2か年以上の取組は、年度内に実施したもののみを記載しています。

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由 など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査						
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収 率 (%)	反映 の 程度	詳細		
					B	第3期子ども・子育て支援事業計画等について、検討を行った。		子ども家庭部子育て支援課
					B	計画には取り入れなかったが、今後の参考とした。		
					B	(仮称)江別市子どもの権利条例について、検討を行った。		
					B	(仮称)子どもの権利条例の制定の参考とした。		
25	3				B	子ども計画の策定及び(仮称)子どもの権利条例の制定の参考とした。		
		3,000	559	18.6	B	子ども計画の策定の参考とした。		
		9,466	3,761	39.7	B	(仮称)子どもの権利条例の制定の参考とした。		
					A	説明会でいただいた質疑、ご意見等について検討の上、基本構想に反映した。		教育部給食センター
					A	パブリックコメントでいただいたご意見等について検討の上、基本構想に反映した。		
					B	委員会の一員として積極的に意見をいただき、検討を行っている。		教育部給食センター
					B	基本方針策定の参考とした。		教育部スポーツ課
					A	あけぼの団地再整備計画について審議し、意見等を踏まえて策定した。		建設部建築住宅課
					—	意見提出なし。		
					A	江別市立病院経営強化プラン【改定版】(案)に対し、意見25件のうち1件を案に反映した。		市立病院事務局 経営企画室経営企画課

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部危機対策・防災担当

案件の名称

No.1 江別市地域防災計画の修正

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	書面開催のため公開不可
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	会場開催から書面開催へ変更
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部都市計画課

案件の名称

No.2 札幌圏都市計画用途地域・準防火地域の変更

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 生活環境部市民生活課

案件の名称 No.3 犯罪被害者等の支援を目的とする条例の制定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室廃棄物対策課

案件の名称

No.4 江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	一部の会議について、会議を開催する日の1週間前より後に開催日時等を公表した。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	一部の会議について、会議終了後30日を超えて会議録を公表した。
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部商工労働課

案件の名称

No.5 江別市かわまちづくり協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部農業振興課

案件の名称

No.6 江別市鳥獣被害防止計画の一部変更

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 健康福祉部国保年金課

案件の名称 No.7 江別市国民健康保険税条例の改正

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.8 江別市高齢者総合計画の策定・評価

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
その他の自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部健康推進室保健センター

案件の名称

No.9 江別市新型インフルエンザ等対策行動計画

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☒	意見提出がなかったため
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☒	意見提出がなかったため
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

子ども家庭部子育て支援課

案件の名称

No.10 江別市子ども計画の策定及び(仮称)子どもの権利条例の制定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	(仮称)子どもの権利条例検討部会の委員に公募委員が3名含まれており、仮に改選を行うと審議の係属性が失われる恐れがあったことから公募をしなかった。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	同上
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	同上
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1	(仮称)子どもの権利条例の制定に当たり、各種団体等の代表者に参加いただき、テーマに沿って意見を発言していただく意見交換会を実施した。	☒		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部給食センター

案件の名称 No.11 江別市学校給食の在り方検討

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部給食センター

案件の名称 No.12 江別市学校給食用食器検討

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部スポーツ課

案件の名称

No.13 江別市中学校部活動地域展開の基本方針の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

建設部建築住宅課

案件の名称

No.14 あけぼの団地再整備計画策定について

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☒	意見提出がなかったため
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☒	意見提出がなかったため
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

市立病院事務局経営企画室経営企画課

案件の名称

No.15 江別市立病院経営強化プランの改定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

【表2】

**市民参加条例第4条第2項(1)～(5)に該当し、市民
参加を行わなかった案件**

**【表 2】市民参加条例第 4 条第 2 項（１）～（５）に該当し、市民参加を行
わなかった案件**

No.	事業・施策等の案件の名称	第4条第2項の該当理由	特記事項 （左記該当理由の詳細など）	担当課
1	江別市水防計画の変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの	関係法令の改定や毎年変更となる気象データ等の軽微な変更による。	建設部土木事務所 治水課

【表3】

その他に市民参加を行った案件

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	6
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	10
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	9
合計		25

【表3】その他に市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
1	江別市旧野幌屯田兵村財産審議会	附属機関等		1	12	0	0				
2	江別市情報公開審査会	附属機関等		1	5	0	0				
3	江別市個人情報保護審査会	附属機関等		1	5	0	0				
4	江別市指定管理者選定委員会	附属機関等		2	5	0	6				
5	江別市行政改革推進委員会	附属機関等		3	10	4	0				
6	第7次江別市総合計画の進捗管理	アンケート調査	まちづくり市民アンケート調査	1							
7	第3期江別市総合戦略の進捗管理	附属機関等	江別市総合戦略推進委員会	1	12	2	1				
8	江別市地域公共交通活性化協議会	附属機関等		2	22	2	2				
9	江別市景観委員会	附属機関等		2	8	2	0				
10	えべつシティプロモーション高度化プロジェクトの進捗管理	アンケート調査	転入アンケート	1							
11	第11次江別市交通安全計画における実施結果報告	附属機関等	江別市交通安全対策会議	1	9	1	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映 の 程度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収 率 (%)				
							【公募委員を含めていない理由】 屯田兵子孫により構成されるため。 【審議内容】 財産の維持管理状況の報告を行い、管理体制を確認した。	総務部総務課
							【公募委員を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定められているため。 【審議内容】 令和6年度の情報公開制度の実施状況の報告を行った。	総務部総務課
							【公募委員を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定められているため。 【審議内容】 令和6年度の個人情報保護制度の実施状況の報告を行った。	総務部総務課
							【公募委員を含めていない理由】 公募団体との利害関係の判別 が難しいため。 【非公開理由】 公開することにより、指定管理者 選定委員が自由で率直な意見 の交換ができなくなるおそれ があると判断されるため。 ※公募団体のプレゼンは公開 (人数は傍聴者数のとおり)	総務部契約管財課
					A	行政改革の推進への助言及び 行政評価制度について助言いた だき、担当課へ共有した。		企画政策部政策推進課 (政策推進担当)
		5,000	2,042	40.8	C	現行の第7次江別市総合計画の 進捗を管理する。(令和7年5月 実施)		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担 当)
					C	現行の第3期江別市総合戦略の 進捗を管理する。(令和7年8月 実施)		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担 当)
					B	バス路線の計画(案)等について 協議を行い、承認を得ている。		企画政策部政策推進課 (公共交通担当)
					A	第21回江別市都市景観賞の選 考を行い、都市景観賞受賞物件 を決定した。	実施した全2回のうち1回は、第 21回江別市都市景観賞に係る 賞の選考を主たる議事内容とし ており、資料において“個人に関 する情報”が多く含まれること、 また、審査・選考に係る発言を公 開することにより、委員の社会的 地位の保護について支障を及ぼ すおそれがあることから、江別市 情報公開条例第7条第1項第1 号及び第3号の規定に基づき非 公開で実施。	企画政策部都市計画課
		-	156	-	C	えべつシティプロモーション高度 化プロジェクトの進捗を管理す る。		企画政策部広報広聴課 (シティプロモート・移住 定住促進担当)
					B	道路交通環境整備や交通安全 思想の普及啓発の方法等今後の 交通事故防止対策について 意見をいただき、検討した。	書面開催	生活環境部市民生活課

【表3】その他に市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実							
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会		
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	
12	江別市男女共同参画審議会	附属機関等		2	12	4	1					
13	江別市環境推進員会議	附属機関等		1	10	10	非公開					
14	江別市環境審議会	附属機関等		1	15	2	0					
15	江別市緑化推進審議会	附属機関等		2	10	2	0					
16	江別市地球温暖化対策実行 計画推進協議会	附属機関等		2	15	2	0					
17	江別市経済審議会	附属機関等		1	15	2	0					
18	スマート農業に関するワーク ショップ	ワークショップ		2								
19	江別市社会福祉審議会	附属機関等		1	24	3	0					
20	江別市民生委員推薦会	附属機関等		9	6	0	非公開					
21	江別市成年後見制度利用促 進協議会	附属機関等		2	7	0	0					
22	江別市予防接種健康被害調 査委員会	附属機関等		1	4	0	非公開					
23	江別市空家等対策協議会	附属機関等		1	11	2	0					

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映 の 程度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収 率 (%)				
					C	・第3次江別市男女共同参画基本計画について報告した。 ・江別市男女共同参画基本計画の推進状況について審議した。		生活環境部市民生活課 (市民協働担当)
					B	市の環境施策に対する提言をいただき、その内容について会議内で検討した。	【非公開理由】 公開することにより、市の環境施策に関連する意見をいただく際に、環境推進員が自由に率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。	生活環境部環境室 環境課
					A	騒音・振動規制地域の変更等の報告事項について、審議会の承認を得られた。		生活環境部環境室 環境課
					B	江別市緑化推進条例第6条第1項の規定に基づく事項について検討した。		生活環境部環境室 環境課
					B	地球温暖化対策実行計画に掲げる目標を実現するための取組や、地域の実情に応じた温室効果ガス削減のための取組について、ご意見をいただき、協議会で検討した。		生活環境部環境室 環境課 (脱炭素・環境計画推進担当)
					B	経済部内各課の主要政策について、委員からの意見等を踏まえて、内容の検討を行った。		経済部商工労働課
59	0				A	令和8年度以降の取組についての意見をスマート農業推進事業等に反映した。		経済部農業振興課
					C	江別市における社会福祉に関する事項を審議した。		健康福祉部管理課
							【公募委員を含めていない理由】 法令により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため。 【非公開理由】 個人に関する情報を取り扱い、公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。	健康福祉部管理課
							【公募委員を含めていない理由】 法律や関係法令に精通し、高度な専門的知識を有することが求められるため。	健康福祉部介護保険課
							【公募委員を含めていない理由】 予防接種による健康被害の個人状況を医師が医学的な見地等に基づき調査するもので、高い専門性を要するため。 【非公開理由】 江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施。(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)	健康福祉部健康推進室 保健センター
					B	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき設置された協議会において、空家等対策計画の策定・実施に関する事項について協議を行った。		建設部建築指導課 (建築政策担当)

【表3】その他に市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実							
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会		
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	
24	江別市中高層建築物紛争調整委員会	附属機関等		1	3	0	1					
25	江別市学校運営委員会 江別第一小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 豊幌小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 江別太小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 大麻小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 対雁小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 野幌小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 東野幌小学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 大麻東小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 大麻西小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 中央小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 大麻泉小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 野幌若葉小学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 北光小学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 文京台小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 いずみ野小学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 上江別小学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 江別第一中学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 江別第三中学校	附属機関等		3	10	0	0					
	江別市学校運営委員会 野幌中学校	附属機関等		4	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 大麻中学校	附属機関等		3	10	0	1					
	江別市学校運営委員会 大麻東中学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 江陽中学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 中央中学校	附属機関等		3	9	0	0					
	江別市学校運営委員会 江別第二中学校区	附属機関等		3	14	0	0					

[illegible]

【表3】その他に市民参加を行った案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			パブリックコメント		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公募 委員数 (人)	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
26	江別市社会教育委員の会議	附属機関等		2	10	2	0				
27	江別市スポーツ推進審議会	附属機関等		2	11	1	0				
28	閉館時間等の見直しに関するアンケート調査	アンケート調査		1							
29	江別市文化財保護委員会	附属機関等		2	10	0	0				
30	江別市立小学校及び中学校通学区域審議会	附属機関等		1	11	2	0				
31	江別市奨学審議委員会	附属機関等		1	8	0	非公開				
32	江別市青少年健全育成協議会	附属機関等		1	14	2	0				
33	江別市教育支援委員会	附属機関等		5	18	0	非公開				
34	江別市消防委員会	附属機関等		2	7	0	0				
35	江別市立病院経営評価委員会	附属機関等		4	9	1	47				
36	江別市上下水道事業運営検討委員会	附属機関等		3	10	2	2				
37	キャッシュレス決済アンケート調査	アンケート調査		1							

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映 の 程度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収 率 (%)				
					A	報告事項や確認事項について 確認し、承認を得られた。		教育部生涯学習課
					B	部活動地域展開における、保護 者の金銭面の負担の増加につ いて意見があり、検討を行った。		教育部スポーツ課
		45,054	476	1.06	B	図書館の開館時間見直しのため の基礎資料とする。		教育部情報図書館
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定めら れているため。	教育部郷土資料館
					B	令和7年度以降の審議会の方向 性について検討を行った。		教育部学校教育支援室 学校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 非公開理由に同じ。 【非公開理由】 奨学生世帯の所得状況などにつ いて審議することから、公開する ことにより個人の権利利益を害 するおそれがあるため。	教育部学校教育支援室 学校教育課
					C	各団体の青少年健全育成に関 する取り組み報告が、小中学生 の健全育成における今後の対策 の参考となった。		教育部学校教育支援室 教育支援課
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定めら れているため。 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため。	教育部学校教育支援室 教育支援課
							【公募委員を含めていない理由】 消防行政に関する専門的知識を 必要とするため。	消防本部総務課
					A	委員会において経営再建の進捗 状況を点検・評価する議論がな され、各委員からの意見につ いて、今後の取り組みの参考とし た。		市立病院事務局 経営企画室経営企画課
					C	上下水道事業の内容や決算概 要、予算案概要について説明 し、了承された。		水道部総務課
		566	544	96.1	C	令和7年度に導入したキャッシュ レス決済について、アンケート結 果から得られた市民の満足度や 課題点を今後の市民サービスの 向上のために活用予定。		会計課

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.1 江別市旧野幌屯田兵村財産審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.2 江別市情報公開審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.3 江別市個人情報保護審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部財務室契約管財課

案件の名称

No.4 江別市指定管理者選定委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	公募団体との利害関係の判別が難しいため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	団体への依頼によるため、個人の属性による選出不可
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☒	公募団体のプレゼンは公開 選定にかかる委員間協議は非公開。協議を公開することにより、自由で率直な意見交換を阻害するおそれがあると判断されるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録は公開していないが、指定の議決後、選定結果をHPにて公表している
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(政策推進担当)

案件の名称

No.5 江別市行政改革推進委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

政策推進課(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.6 第7次江別市総合計画の進捗管理

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

政策推進課(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.7 第3期江別市総合戦略の進捗管理

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(公共交通担当)

案件の名称

No.8 江別市地域公共交通活性化協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部都市計画課

案件の名称

No.9 江別市景観委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	全2回開催のうち1回は非公開で実施:賞の選考のため、個人に関する情報を多く含むことなどから非公開で実施
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部広報広聴課
(シティプロモート・移住定住促進
担当)

案件の名称

No.10 えべつシティプロモーション高度化プロジェクトの
進捗管理

市民参加 の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施して いない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属 機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリック コメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワーク ショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査 アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(自由 他 の 記 載 手 法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部市民生活課

案件の名称

No.11 第11次江別市交通安全計画における実施結果報告

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	書面開催のため公開不可
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	書面開催のため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部市民生活課(市民協働担当)

案件の名称

No.12 江別市男女共同参画審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 生活環境部環境室環境課

案件の名称 No.13 江別市環境推進員会議

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	【非公開理由】 公開することにより、市の環境施策に関連する意見をいただく際に、環境推進員が自由で率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	同上
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	同上
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.14 江別市環境審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.15 江別市緑化推進審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.16 江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 経済部商工労働課

案件の名称 No.17 江別市経済審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部農業振興課

案件の名称

No.18 スマート農業に関するワークショップ

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 健康福祉部管理課

案件の名称 No.19 江別市社会福祉審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 健康福祉部管理課

案件の名称 No.20 江別市民生委員推薦会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令で、委員は「当該市町村の区域の実情に通ずる者」のうちから委嘱することされており、また、個人に関する情報を多く取り扱うことから市民委員を含めていない。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.21 江別市成年後見制度利用促進協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法律や関係法令に精通し、高度な専門的知識を有することが求められるため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱第3条第2項より委員の職名が指定されているため。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部健康推進室保健センター

案件の名称

No.22 江別市予防接種健康被害調査委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市予防接種健康被害調査委員会運営要綱において、委嘱する委員を以下のとおり定めているため (1)江別医師会の推薦する医師 (2)北海道知事が推薦する専門医師 (3)江別保健所長
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	同上
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	上記理由により委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	上記理由により委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	上記理由により非公開で開催
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	会議の内容に氏名・生年月日等の個人情報が含まれるため。
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他(自由記述の方法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

建設部建築指導課建築政策担当

案件の名称

No.23 江別市空家等対策協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

建設部建築指導課

案件の名称

No.24 江別市中高層建築物紛争調整委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	専門的な知識を要するものである必要があり、江別市市民参加条例第4条第2項第3号に該当するものであるため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部総務課

案件の名称

No.25 江別市学校運営委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	委員は、江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則第9条に基づき、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命するため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

附属機関等の8の公表については、各学校ごとに方法や時期の差異がある。

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部生涯学習課

案件の名称 No.26 江別市社会教育委員の会議

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部スポーツ課

案件の名称 No.27 江別市スポーツ推進審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

情報図書館

案件の名称

No.28 開館時間の見直しに関するアンケート調査

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☒	公表案については現在作成中
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 教育部郷土資料館

案件の名称 No.29 江別市文化財保護委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	文化財の指定及び保護に関する専門的知識を要するため、学識経験者等を選任する必要がある。(江別市文化財保護条例第5条第2項)
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募のため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募のため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	左記の要件を記録した会議録をHPに掲載したが、会議録の調整に時間を要し、会議終了後30日以内に公表はできなかった。
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室学校教育課

案件の名称

No.30 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室学校教育課

案件の名称

No.31 江別市奨学審議委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.32 江別市青少年健全育成協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.33 江別市教育支援委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市教育支援委員会条例第3条の規定により、委員の職名が指定されているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 消防本部総務課

案件の名称 No.34 江別市消防委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	消防行政に関する専門的知識を必要とするため市民公募委員はなし
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	No.1 備考と同様
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	No.1 備考と同様
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

市立病院事務局経営企画室経営企画課

案件の名称

No.35 江別市立病院経営評価委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を	☐	☒	※市民委員(1名)は「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」から引き続き委嘱のため公募なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	※市民委員(1名)は「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」から引き続き委嘱のため公募なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

水道部総務課

案件の名称

No.36 江別市上下水道事業運営検討委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

会計課

案件の名称

No.37 キャッシュレス決済アンケート調査

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

令和7年度 江別市市民参加実施状況

令和8年9月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

江別市の市民参加についての詳しい内容はこちらをご覧ください。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/4/30/>

